

災害時の歯科医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び岐阜県地域防災計画（昭和37年作成。以下「防災計画」という。）に基づき岐阜県が実施責任を負う歯科医療救護の万全を期するため、岐阜県（以下「甲」という。）と社団法人 岐阜県歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の歯科医療救護に関して協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、救助法、防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療に関する救助について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画等に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、歯科医療救護計画に基づき歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がない場合には、乙は、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、原則として甲又は市町村の救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の治療優先度の選別
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置及び必要な歯科医療
- (3) 収容歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定
- (4) その他必要な事項

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑にできるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置を取るものとする。

（歯科医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する歯科医薬品等は、当該歯科救護班が携行するもののほか、不足した場合は、市町村長又は市町村長の要請により甲が供給するものとする。

（収容歯科医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が歯科傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第9条 歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した歯科医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定める費用弁償等の額については、別に定めるものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、歯科医療救護班員の業務災害に対して扶助金を法令の定めるところにより支給する。

(市町村及び地区歯科医師会との調整)

第12条 甲は、救助法に基づき、市町村が行う災害時の歯科医療救護について、本協定に準じ、乙の協力を得て実施するよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、地区歯科医師会に対し、前項に定める市町村の歯科医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成16年11月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成16年11月18日

甲 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県知事

梶原 拓



乙 岐阜市加納城南通り1丁目18番地
社団法人 岐阜県歯科医師会

横山 靖

